

# 経理 WOMAN

2016  
NO.241

04

経理・総務の仕事が丸ごと分かる月刊誌「経理ウーマン」

小さな会社の「経営計画」の  
作り方&活用の仕方

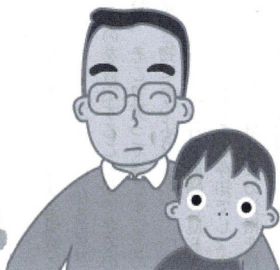
# 相続税の

## 「節税」

### にまつわる

# 5つの勘違い

税理士 落合孝裕



昨年より相続税が大幅に増税となりました。一昨年までは、妻と子ども2人が相続人なら基礎控除額は8000万円でしたが、昨年からは40%削減され、4800万円となりました。都市圏でちょっとした土地や家を相続する人も、相続税の対象となる可能性が十分あるのです。そのため最近では、相続税の「節税」を考える人が多くなっていますが、間違った節税策を講じている人が少なくありません。ここでは相続税の「節税」にまつわる、ありがちな勘違いを見ていきたいと思います。

#### 勘違い1

とりあえず借入金を増やす



「銀行からの借入金を増やすと、相

「続税が安くなる」と、よく言われますね。これは正確には誤りで、単に借入金を増やすだけでは相続税は減りません。というのは、借入金を増やすとその分預貯金が増えてしまうからです。

たとえば5000万円を銀行から借り入れたとします。預貯金が同時に5000万円増えますので、差引でゼロとなります。相続税は預貯金や不動産など「財産」から、借入金などの「債務」を差し引いた差額の財産に対してかかります。たくさん借入れをしても、その分同額の財産が増えてしまえば、相続税は1円も安くならないのです。

では、どうすれば節税になるのでしょうか？ そのためには、銀行から借り入れたお金で、相続税の評価額が下がる財産を購入することです。

代表的なものに、自分が所有する土地の上への賃貸アパートや賃貸マンションの建築があります。たとえば5000万円の建築資金で、賃貸アパー

トを建築したとします。建物の相続税評価額は、建築コストのおよそ半分くらいになります。さらに賃貸を始めることによって、建物の評価額は、さらに30%が減額になります。

これによって相続税の評価額は、5000万円↓約2500万円↓さらに30%が減額で1750万円になります。預貯金がわずか35%に減額されることになりました。この時点で、賃貸アパート1750万円、銀行借入金5000万円、差引3250万円が財産から差し引かれることとなります。それにかかる相続税が節税となるわけです。

借入金をしただけでは、相続税はまったく減らず、その預貯金を他の財産に置き換えることが大切なのです。

預貯金が十分ある人は、あえて借入れをする必要はありません。手持ちの預貯金で、同様の建築をすれば良いのです。手持ちの預貯金の5000万円と同様に賃貸アパートを建築すれば、

評価額は同様に1750万円になります。

預貯金が5000万円減って、賃貸アパートが1750万円増えますので、差引で財産が3250万円減ることになります。結局、借入れをしなくても、相続税の節税効果はまったく同様になります。

手持ち資金があるのに無理に借入金を増やせば、銀行金利分が損してしまふこととなります。冷静に考えればわかることですので、安易に借入金を増やさないようにしましょう。

## 勘違い2

### 孫名義の通帳を作る



子どもや孫の名義で預貯金の通帳を作ることは、よくやりますね。昔は金融機関の担当者が勧めていたようです。その通帳を祖父母や親が管理運用し

ていると、子どもや孫の財産とされず  
に、作った側の祖父母や親の相続財産  
となってしまう。いわゆる「名義  
預金」の問題です。

相続税では財産の名義にかかわらず、  
実質的に原資をだれが作ったのか、さ  
らに財産の管理や運用をだれがしてい  
たのかなど、総合的に勘案して実質的  
な所有者を確定することになっていま  
す。つまり、子どもや孫の名義の預貯  
金だとしても、その原資は親や祖父母  
が形成したもので、さらに通帳の管理  
や運用を親や祖父母が行っていたの  
なら、実質は親や祖父母の相続財産と  
なるということです。子どもや孫の名  
義を借りただけという取扱いです。

このケースでは、実際に相続税の税  
務調査が入ると、厳しく指摘されるこ  
とになります。

税務調査で否認されると、納税者が、  
「国税不服審判所」といって税金の簡  
易裁判所のような機関に持ち込んだり、

さらにそこで納税者が負けると、その  
上の裁判まで持ち込まれるケースもあ  
ります。といっても、実際は納税者が  
負けるケースがほとんどです。

国税不服審判所の裁判例をあげます。  
父が生前、将来の学資や結婚資金の  
ために、子ども名義の定期預金を作成  
していましたが、実質的に父の相続財  
産として否認されたケースです。

#### （平成18年4月26日判決）

以下の理由により、父の相続財産と  
するのが相当である。

- ・印鑑が家族共通の印鑑であること。
- ・住所変更や改姓の手続きが父の生存  
中は一度も行なわれていないこと。
- ・定期預金が子どもたちに引き渡され  
た時期が父の死後であること。
- ・定期預金の原資が父の所得からであ  
ること。

・預金通帳はすべて同じ場所に保管さ  
れていたこと。

・書き替え等も銀行員が来訪したとき  
に父が行なっていたこと。  
・入出金の手続きは一部を除いて父が  
行なっていたこと。

このような状態であれば、口座の名  
義が子どもでも、子どもの財産とはな  
らないということです。

では、どうしたらよいのでしょうか？  
これは親・祖父母と子ども・孫  
との間で贈与契約をかわして、贈与税  
の申告・納税をすることです。

判決例のような状態であれば、名義  
は子どもでも、実質は親の財産です。  
よって、子ども名義の預貯金の残高を  
親の銀行口座に移し替えても子どもか  
ら親への贈与にはなりません。後々で  
税務署から指摘されないよう、経緯は  
書き留めておくのがよいでしょう。

親の預貯金に戻した残高を、その後  
は毎年少しずつ子どもの口座に振り込  
み、贈与していくことです。これはも

## 図表 贈与契約書の例

<b>贈与契約書</b>
贈与者 原西和之介（以下、甲という）と、受贈者 原西健太（以下、乙という）は、以下のとおり贈与契約を締結する。
記
1. 甲は乙に対して、本日現金200万円を贈与し、乙はこれを受諾した。
上記の通り、契約を締結した証として、署名押印のうえ、甲乙各1通ずつ保管するものとする。
平成〇〇年〇月〇〇日
贈与者（甲）：東京都〇〇〇区〇〇〇1-2-3 原西和之介 印
受贈者（乙）：〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 原西健太 親権者：原西哲也 印 親権者：原西美穂 印

出所：「相続と節税のキモが2時間でわかる本」（日本実業出版社 落合孝裕著）

ちろん子どもが管理している通帳になります。  
印鑑が同じとなっていれば、すみやかに改印をして別々の印鑑としてください。子どもの年齢が幼い場合は、その親権者である親が管理することはし

かたありませんが、判断ができる年齢になったら、今度は子どもが自分で管理するようにします。  
贈与契約書も作成した方が望ましいです。これは祖父母と孫の間でも同様になります。子どもの年齢が幼い場合

### 勘違い3 教育資金の贈与は特例に限る



の贈与契約書の事例は図表のとおりとなりますので、参考にしてください。

平成25年4月より新たにできた「教育資金の贈与の特例」という制度があります。子どもや孫へ教育資金にあてるための資金を信託銀行などの金融機関に預けると、1500万円まで非課税となるという制度です。

信託協会の調べでは、平成27年9月末現在で、契約総数は14万件を超え、贈与総額は9639億円と1兆円に迫る勢いで増えています。使い勝手が改善されて、期限も平成31年3月まで延期されました。

こうした事情もあって、子どもや孫に教育資金を非課税で渡す方法は、この特例を使うしかないと考えてしまい

がちです。

しかし、親や祖父から子どもや孫への教育資金の贈与は、相続税でもともとは非課税となつてゐることは意外に知られていません。扶養義務者からの生活費または教育費は、必要な都度、直接それに充てられるためのものは、贈与税は非課税となつてゐるのです。

「扶養義務者」とは、(1)配偶者、(2)直系血族、(3)兄弟姉妹、(4)家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者になつた三親等内の親族、(5)三親等内の親族で生計を一にする者、となつてゐます。(2)の直系血族には、祖父母や曾祖父母も含まれ、同居は条件となつていません。別居の祖父母から孫への教育資金の贈与であつても、そもそも贈与税はかかりません。

「教育費」とは、教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費などをいい、義務教育費に限らない、とされています。さらに、生活費も同様の

取扱いとなつてゐます。「生活費」とは、日常生活を営むのに必要な費用、治療費、養育費など、とされています。

ただし注意点があります。もらったお金を預貯金した場合、株式の買入代金に充てた場合、マイホームの買入代金に充てた場合などは贈与税の対象となるという点です。

お金が残つていたり、モノに化けるとダメだということです。逆に、もらったお金を使つてしまえば、贈与にはならないということになります。

贈与税の基礎控除の年間110万円を超える贈与でも、もちろん非課税となります。

まとまつた数百万円ではお金が残つてしまいますので、必要な都度、毎月でも贈与してあげれば良いのです。

おじいちゃん、おばあちゃんにとつては、お金をあげる都度、かわいい孫の顔を見ることができます。1500万円を一括で贈与して、その後知らん

ぷりされるより、楽しみが続いて良いかもしれませんね。

ただし、相続税の節税を考えると1500万円の特例を使い、たとえば孫4人に行なえば、6000万円もの預貯金を一気に減らすことができます。

さらに、相続直前に特例を使つて贈与しても、相続財産への持ち戻しはありません。よつて、相続が近い時期に行なつた場合は特に有効ですので、頭の隅においておくといひでしょう。

#### 勘違い4

生命保険は名義を変えれば大丈夫



生保保険の名義を変えておけば相続税が節税になる、と生命保険の外交員から勧められることがあります。実際に保険料を支払うのが親でも、契約者を子どもにして加入する形態です。郵便局の簡易保険などでよく見受けられ

ます。被保険者1人あたり1000万円の限度額があるため、たくさん入りたい人は、家族の名義を借りて加入することになります。

たとえば、契約者、被保険者、満期保険金受取人が、いずれも長男、死亡保険金受取人が長男の妻、というようなケースです。

相続税の取扱いでは、実際に保険料を払った人の財産となります。契約者



が長男であれ、実際に保険料を支払ったのが父親であれば、父親の財産となります。長男の名義を借りただけで、実質は父親の財産ということです。

では、父親の財産とならないようにするには、どうしたらよいでしょうか？ これはお金の流れを、契約に沿った形にすることです。

具体的には、契約者が長男であれば、長男の口座から保険料を支払うべきです。父親が保険料を負担する形から、(1)父親から長男の口座に保険料相当を振り込む、(2)長男の口座から生命保険会社に保険料を振り込む、という形にすべきなのです。

口座をもう1つ通すことになり面倒なので、父親から直接生命保険会社に振込みをしがちですが、面倒がらずに正しい方法で振り込むことが必要です。毎月保険料が一定額ですから、各銀行口座で毎月決まった日に、振込の予約をしておけばよいでしょう。この形

にすれば、毎年の保険料を贈与したことになる、年間で110万円以下であれば、贈与税の申告は不要です。

ただし、年間110万円を超えるようであれば、翌年3月15日までに、贈与税の申告と納税をする必要があります。

#### 勘違い5

預貯金の1つくらいは相続申告しなくても税務署にはわからない

「税務署にはこれくらいはわかりませんよ」「ここまで真面目にやる必要はありませんよ」。こんなアドバイスをする生命保険や銀行の営業マン、コンサルタントには注意してください。

相続税の場合は、他の税と大きな違いがあります。増税前のデータではありますが、平成26年で、死亡者数127万3004人に対して、相続税の申告件数5万6239件、相続税の申告

割合は4・4%となっています。相続税は、わずか100人に4人だけが、納める税金なのです。

95%は申告することはありませんので、ほとんどの人には、税務署から問い合わせが来ません。「これくらいはわかりませんよ」は、そもそも相続税の申告は不要なので、税務署が調べていないだけなのです。

税務署の調査官は銀行の取引内容を調べるができますので、亡くなった人と同じ名義の口座を確認して申告漏れを指摘されてしまいます。

昨年からの相続税の増税で、国税側では増税後の申告割合は、6%前後、1・5倍程度になると試算しています。それでも9割以上は申告の必要がないのが、相続税の特徴です。

一方で、相続税は地域差が大きい税金で、地価が高い東京23区内は、当然申告割合も高くなっています（以下、平成25年データ）

・ 東京23区平均	10・1%
・ 千代田区	24・1%
・ 渋谷区	23・5%
・ 港区	20・5%
・ 目黒区	17・2%
・ 世田谷区	16・9%
・ 杉並区	16・9%

20%前後の申告割合の地域では、増税後は30%くらいの申告割合になることが予想されます。持ち家割合が多い区はもっと高くなって、40%〜50%になることも考えられます。

申告割合が多い地域は、税務署も調べることに慣れていきますので、安易に申告漏れをしないように心掛けてください。



昨年からの相続税の増税で、何かや

らなければとだれでも考えることですが、勘違いをしないよう正しい方法で、将来支払う相続税の節税を行なうことが必要です。

もし社長が正しい知識を持っていないようであれば、経理担当のあなたからアドバイスしてあげましょう。



●おちあい たかひろ

税理士。横浜市立大学卒業。91年税理士登録。96年独立。資産家向けの資産税、中小企業向けの会計・税務が専門。32冊の本を出版し、執筆・取材実績は400回以上。【近況】税金関係の無料メールマガジンを始めて5年以上で260回を超えました。税金の最新情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。ホームページより登録できます。

<http://www.ochiikaikai.com/>